

**公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会**  
**役員等職務権限規程**

平成 25 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会（以下「この法人」という。）における役員が遂行する基本的な職務及び職務権限を定め、その責任の明確化と業務の効率的執行を図ることを目的とする。

(会長)

第 2 条 会長は、この法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者としてこの法人を代表し、その業務を執行する。

2 会長の職務権限は次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること。
- (2) 予算の原案を作成すること。
- (3) 月次決算及び期末決算に関すること。
- (4) 理事会、総会その他重要な会議に関すること。
- (5) 定款、規程等の制定、改廃に関すること。
- (6) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関すること。
- (7) 組織及び権限の委任に関すること。
- (8) 人事制度、給与制度に関すること。
- (9) 職員の任免、休職、復職、異動等に関すること。
- (10) 職員の昇給、昇格及び昇任に関すること。
- (11) 職員の表彰及び懲戒処分に関すること。
- (12) 役員、委員及び職員の宿泊出張に関すること。
- (13) 重要な契約の締結に関すること。
- (14) 重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関すること。
- (15) 重要な業務委託又は受託に関すること。
- (16) 取引金融機関の決定又は変更に関すること。
- (17) 事業資金の借入又は償還に関すること。
- (18) 予備費の使用に関すること。
- (19) 予算の流用に関すること。
- (20) 基金に関すること。
- (21) 会費に関すること。
- (22) 訴訟行為・損害賠償等に関すること。
- (23) 労働契約に関すること。
- (24) 登記に関すること。

- (25) 寄付金の受入に関する事。
- (26) その他法人の重要事項に関する事。

(副会長)

第3条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、会長の業務の執行に関わる職務を代行する。

(総務担当副会長)

第4条 総務担当副会長は会長の命に従い、この法人の業務を執行する。

2 総務担当副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 社員総会、理事会、委員会その他の会議に関する事。
- (2) 定款、その他諸規則・規程に関する事。
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (4) 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- (5) 公印の保管に関する事。
- (6) 法務に関する事。
- (7) 職員の人事及び福利厚生に関する事。
- (8) 報酬、給与及び旅費に関する事。
- (9) 情報公開に関する事。
- (10) 点検・評価に関する事。
- (11) その他前各号に準ずる事項。

(財務担当副会長)

第5条 財務担当副会長は会長の命に従い、この法人の業務を執行する。

2 財務担当副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算及び決算(月次決算を含む。)に関する事。
- (2) 資金計画の策定及び資金の調達に関する事。
- (3) 1件当たりの金額が20万円未満の収入及び20万円未満(固定資産については10万円未満)の支出予算の執行に関する事。
- (4) 契約に関する事。
- (5) 財産管理に関する事。
- (6) 資金運用に関する事。
- (7) 寄付の受け入れに関する事。
- (8) 物品調達に関する事。
- (9) 生涯学習研修会に関する事。
- (10) 会報に関する事
- (11) その他前各号に準ずる事項。

(専務理事)

第6条 専務理事は会長の命に従い、この法人の業務を執行する。

2 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 登録販売者の資質向上及び育成事業に関すること。
- (2) 医薬品の適正使用推進事業に関すること。
- (3) 会員の福利厚生及び情報提供事業に関すること。
- (4) その他の公益目的事業に関すること。
- (5) 事務局に関すること。

(部長)

第7条 部長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 所管業務に関する計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 所管業務に関する業務上の指導及び監督に関すること。
- (3) 所管業務に関する職務分担に関すること。
- (4) 所管業務に関する30km以内の日帰り出張に関すること。

(事務局長)

第8条 事務局長は、会長の命に従い、次の職務を行う。

- (1) 会長及び業務執行理事から委任された事項。
- (2) 1件当たりの金額が10万円未満の収入、給料手当等の人件費及び10万円未満の支出予算の執行に関すること。
- (3) 職員の手当等の確認、決定及び改定に関すること。
- (4) 安全、衛生、防災管理に関すること。
- (5) その他各部の所管業務に関する事項の処理に関すること。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会において決定し、会長の承認を得る。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。